

〔備考2〕

住所所在地 市区町村コード表 (抄)

免許申請書の「住所市区町村コード」及び「所在地市区町村コード」の欄は次より該当する市区町村コードを記入して下さい。なお、この表にない場合は都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）よりお調べ下さい。

20 長野県

20201 長野市
20202 松本市
20203 上田市
20204 岡谷市
20205 飯田市
20206 諏訪市
20207 須坂市
20208 小諸市
20209 伊那市
20210 駒ヶ根市
20211 中野市
20212 大町市
20213 飯山市
20214 茅野市
20215 塩尻市
20217 佐久市
20218 千曲市
20219 東御市
20220 安曇野市
20303 小海町
20304 川上村
20305 南牧村
20306 南相木村
20307 北相木村
20309 佐久穂町
20321 軽井沢町
20323 御代田町
20324 立科町
20349 青木村
20350 長和町

20361 下諏訪町
20362 富士見町
20363 原村
20382 辰野町
20383 箕輪町
20384 飯島町
20385 南蓑輪町
20386 中川村
20388 宮田町
20402 松川町
20403 高森町
20404 阿南町
20407 阿智村
20409 平谷村
20410 根羽村
20411 下條村
20412 壳木村
20413 天龍村
20414 泰阜村
20415 喬木村
20416 豊丘村
20417 大鹿村
20422 上松町
20423 南木曾町
20425 木祖村
20429 王滝村
20430 大桑村
20432 木曾町
20446 麻績村
20448 生坂村

20450 山形村
20451 朝日村
20452 筑北村
20481 池田町
20482 松川村
20485 白馬村
20486 小谷村
20521 坂城町
20541 小布施町
20543 高山村
20561 山ノ内町
20562 木島平村
20563 野沢温泉村
20583 信濃町
20588 小川村
20590 飯綱町
20602 栄村

[備考3]

1 免許申請書（第一面）～ 添付書類（3）の各面共通関係

- ① 申請者は、*印の欄には記入しないこと。
- ② 「申請時の免許証番号」の欄は、免許換え新規又は更新の場合にのみ記入すること。この場合、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。

(記入例)

0	0
---	---

 (5)

			1	0	0
--	--	--	---	---	---

 [国土交通大臣 (5) 第100号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	鳥根県知事	51	北海道知事 (石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事 (渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事 (檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事 (後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事 (空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事 (上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事 (留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事 (宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事 (オホ)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事 (胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事 (日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事 (十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事 (釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事 (根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ③ 「役名コード」の欄は、下表より該当する役名のコードを記入すること。

- ア 個人の場合には記入しないこと。
- イ 代表取締役が複数存在するときには、そのすべての者について「01」を記入すること。
- ウ 農業協同組合法等に基づく代表理事の場合には、「01」を記入すること。

01	代表取締役 (株式会社)	04	代表社員 (持分会社)	13	代表執行役 (株式会社)
02	取締役 (株式会社)	05	社員 (持分会社)	14	執行役 (株式会社)
03	監査役 (株式会社)	07	理事	09	その他
15	会計参与 (株式会社)	08	監事		

- ④ 「登録番号」の欄は、宅地建物取引主任者である場合にのみ、その登録番号を記入すること。この場合、登録を受けている都道府県知事については、上記②の表より該当するコードを記入すること。ただし、北海道知事の登録を受けている場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の□に「1」を記入すること。

(記入例)

1	3
---	---

0	0	0	1	0	0
---	---	---	---	---	---

--

 [東京都知事登録第000100号の場合]

- ⑤ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。
- ⑥ 「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

H	0	1
---	---	---

年

0	8
---	---

月

2	3
---	---

日
〔平成元年8月23日の場合〕

M	明治	S	昭和
T	大正	H	平成

- ⑦ 「所在地市区町村コード」の欄は、〔備考2〕住所所在地市区町村コード表〕により該当する市区町村のコードを記入すること。
- ⑧ 「所在地」の欄は、⑦により記入した所在地市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、上段から左詰めで記入すること。

(記入例)

霞	が	関	2	-	1	-	3
---	---	---	---	---	---	---	---

- ⑨ 申請者が未成年者である場合は、法定代理人の同意書を添付すること。

2 免許申請書第一面関係

- ① 「免許の種類」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ② 「免許換え後の免許権者コード」の欄は「免許の種類」の欄において「2」を記入した場合にのみ、上記1②の表より該当する免許換え後の免許権者のコードを記入すること。この場合、免許換え後の免許権者が北海道知事である場合には51～64のうち該当するコードを記入すること。
- ③ 商号又は名称の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「商号又は名称」の欄も、上段から左詰めで記入すること。
- ④ 「法人・個人の別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ⑤ 代表者又は個人に関する事項については、法人の場合で代表者が複数存在するときには、申請者である代表者について記入し、その他の者については、第二面の役員に関する事項の欄に記入すること。
例えば、株式会社の場合で代表取締役が複数存在するときには、申請者である代表取締役について記入し、その他の者については、第二面の役員に関する事項の欄に記入すること（第二面であっても代表取締役の役名コードは「01」を記入すること）。
- ⑥ 「兼業コード」の欄は、下表より該当する事業のコードを記入すること。なお、宅地建物取引業以外に行っている事業がない場合には「50」を記入すること。

01	農	業	05	建	設	業	09	卸売・小売業、飲食店	13	サ	ー	ビ	ス	業
02	林	業	06	製	造	業	10	金 融 ・ 保 険 業	14	そ	の	他		
03	漁	業	07	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業			11	不 動 産 賃 貸 業						
04	鉱	業	08	運 輸 ・ 通 信 業			12	不 動 産 管 理 業						

- ⑦ 「所属団体コード」の欄は、下表より該当する所属団体のコードを記入すること。なお、所属している不動産業関係業界団体がない場合には「50」を記入すること。

01	(社) 高層住宅管理業協会	09	(社) 日本ビルディング協会連合会の会員である各協会
02	(社) 日本住宅建設産業協会	10	(社) 不動産協会
03	(社) 全国住宅建設産業協会連合会の会員である各協会	11	(社) 不動産流通経営協会
04	(社) 全国宅地建物取引業協会連合会の会員である各協会	12	その他
05	(社) 全日本不動産協会		

- ⑧ 「資本金」の欄は、法人の場合にのみ右詰めで記入すること。

3 免許申請書第二面関係

- ① 第二面は、申請者が法人の場合にのみ記入すること。
 ② 役員に関する事項の欄は、第一面で代表者として記入した者については記入しないこと。
 ③ 第二面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。

4 免許申請書第三面関係

- ① 第三面は、項番 **30** の事務所ごとに作成すること。
 ② 「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入すること。
 ③ 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれー(ダッシュ)で区切り、左詰めで記入すること。

(記入例)

0	3	-	5	2	5	3	-	8	1	1	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ④ 「従事する者の数」の欄は、右詰めで記入すること。この場合に、「従事する者」には、営業に従事する者のみならず、宅地建物取引業に係る一般管理部門に所属する者や補助的な事務に従事する者も含めること。

また、申請者が個人である場合において、その家族が宅地建物取引業に従事し、又は従事しようとしているときは、その者についても記入すること。

なお、宅地建物取引業を他の事業と兼業する場合は、宅地建物取引業に従事する者についてのみ記入すること。

5 免許申請書第四面関係

- ① 「専任の取引主任者に関する事項(続き)」の欄は、第三面に記載しきれない場合に使用することとし、第三面の次に添付すること。
 ② 第四面は、項番 **30** の事務所ごとに作成すること。
 ③ 第四面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。